

随意契約をすることができる場合に
該当することの説明書

地方自治法施行令第167条 の2第1項第2号により随意 契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当することの説明
<p>「特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき」及び「財産の売払い、物件の貸付けその他の県の収入の原因となる契約であって、価格競争により契約の相手方を定めることが困難又は不適当なものをするとき」以外の場合であって、契約の性質又は目的が競争入札に適しない特別な事情があるとき。</p>	<p>1 契約の概要</p> <p>本業務は、第42回全国都市緑化ぎふフェアの期間（令和7年4月23日～6月15日）に実施する「令和7年度全国都市緑化祭」に係る実施計画の策定並びに記念式典及び記念植樹等の実施運営を行うもの。</p> <p>2 契約の性質又は目的が競争入札に適しない特別な事情の説明</p> <p>本業務は、実施計画を緻密かつ正確に策定するとともに、記念式典等を安全かつ円滑に実施運営することができる、豊富な経験と専門的な知識、ノウハウ、企画力、実施体制等を有する事業者でなければ、遂行することができない。</p> <p>このため、契約者の選定に当たっては、単なる価格競争ではなく、具体的な企画提案に基づく提案内容の有効性、事業を適正かつ確実に実施する能力等を総合的に判断することができる「一般公募型プロポーザル方式」を採用し、最優秀提案者を選定し、随意契約を行うのが適当である。</p> <p>3 選んだ特定の相手方が契約相手として適当であることの説明</p> <p>令和6年9月3日に開催した「令和7年度全国都市緑化祭」実施運営等委託業務プロポーザル評価会議の結果、各構成員の評価点合計が最低基準点（193点/321点）を上回り、かつ、各構成員の総評価点に基づき算出した順位点の合計が最も高かった TNG 共同企業体を最優秀提案者とし、契約交渉の相手方として決定した。</p>